

北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則

北上市立学校施設の開放規則（平成23年北上市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用団体の要件)</p> <p>第5条 条例第4条に規定する学校施設開放使用登録の承認の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 代表者は、<u>20歳</u>以上で使用する学校施設の区域内に在住の者であること。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(使用団体の要件)</p> <p>第5条 条例第4条に規定する学校施設開放使用登録の承認の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 代表者は、<u>18歳</u>以上で使用する学校施設の区域内に在住の者であること。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。